

資料2-1

南相馬市幼稚園条例及び関係規則の一部を改正する件について（諮問）

1 趣旨

現在休園している南相馬市立八沢幼稚園については、園児数の減少により子どもの成長に必要な一定の集団を確保することが困難であり、また教育委員会で鹿島小学校と八沢小学校の再編計画が進められていることから、パブリックコメント手続きの実施結果等を踏まえ、南相馬市幼稚園条例及び関係規則の一部を改正するもの。

2 パブリックコメント実施の結果

(1) パブリックコメントの意見

令和5年7月1日（土）から7月20日（木）までの間「南相馬市幼稚園条例の一部改正（素案）」についてパブリックコメント手続を実施した結果、以下のとおり意見が寄せられた。

①意見総数 0件（0人）

②意見等による素案の修正 なし

(2) 地域協議会からの意見

①意見総数 0件（0人）

②意見等による素案の修正 なし

八沢幼稚園の廃止に伴い、関係する条例及び規則を以下のとおり改正するもの。

3 改正する条例・規則及び改正内容（新旧対照表）

- (1) 南相馬市幼稚園条例（資料2-2）
- (2) 南相馬市立幼稚園管理規則（資料2-3）
- (3) 南相馬市預かり保育に関する規則（資料2-4）

4 今後の予定

時 期	内 容
8月18日（金）	鹿島区地域協議会（諮問）
8月21日（月）	原町区地域協議会（報告）
8月21日（月）	小高区地域協議会（報告）
8月23日（水）	子ども・子育て審議会
8月28日（月）	教育委員会定例会
9月上旬	条例改正について9月議会に上程

改正案

南相馬市条例第 号

南相馬市幼稚園条例の一部を改正する条例

南相馬市幼稚園条例（平成18年南相馬市条例第186号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
南相馬市立鹿島幼稚園	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地2	南相馬市立鹿島幼稚園	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地2
南相馬市立上真野幼稚園	南相馬市鹿島区山下字中ノ内273番地1	南相馬市立八沢幼稚園	南相馬市鹿島区南屋形字北原32番地
【略】		南相馬市立上真野幼稚園	南相馬市鹿島区山下字中ノ内273番地1
		【略】	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

現在の条例

○南相馬市幼稚園条例

平成18年1月1日

条例第186号

改正 平成18年3月3日条例第243号

平成25年6月27日条例第33号

平成26年3月28日条例第15号

平成27年3月27日条例第9号

令和元年9月19日条例第27号

令和2年12月16日条例第46号

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、南相馬市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 幼稚園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町立幼稚園条例(昭和42年小高町条例第6号)、鹿島町立幼稚園条例(昭和43年鹿島町条例第12号)又は原町市立幼稚園条例(昭和46年原町市条例第9号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第243号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成25年6月27日条例第33号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第15号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(南相馬市幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例による改正後の南相馬市立幼稚園条例の規定は、平成27年4月分の利用者負担額から適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月19日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月16日条例第46号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
南相馬市立鹿島幼稚園	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地2
南相馬市立八沢幼稚園	南相馬市鹿島区南屋形字北原32番地
南相馬市立上真野幼稚園	南相馬市鹿島区山下字中ノ内273番地1
南相馬市立高平幼稚園	南相馬市原町区下北高平字古館278番地
南相馬市立大甕幼稚園	南相馬市原町区大甕字十日迫26番地
南相馬市立太田幼稚園	南相馬市原町区益田字塩釜61番地
南相馬市立石神第一幼稚園	南相馬市原町区北長野字北原田288番地
南相馬市立石神第二幼稚園	南相馬市原町区大木戸字西原1番地

改正案

南相馬市規則第 号

南相馬市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

南相馬市立幼稚園管理規則（平成 18 年南相馬市教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	定員	名称	定員
鹿島幼稚園	160人	鹿島幼稚園	160人
上真野幼稚園	60人	八沢幼稚園	80人
高平幼稚園	105人	上真野幼稚園	60人
大甕幼稚園	140人	高平幼稚園	105人
太田幼稚園	105人	大甕幼稚園	140人
石神第一幼稚園	140人	太田幼稚園	105人
石神第二幼稚園	210人	石神第一幼稚園	140人
		石神第二幼稚園	210人

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

改正案

南相馬市規則第 号

南相馬市預かり保育に関する規則の一部を改正する規則
南相馬市預かり保育に関する規則（令和元年南相馬市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（実施園）</p> <p>第 2 条 預かり保育を実施する園は、次のとおりとする。ただし、園長は、常時預かり保育を希望する園児数が少数の場合は、実施しないことができるものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p><u>(2)</u> 【略】</p> <p><u>(3)</u> 【略】</p> <p><u>(4)</u> 【略】</p>	<p style="text-align: center;">（実施園）</p> <p>第 2 条 預かり保育を実施する園は、次のとおりとする。ただし、園長は、常時預かり保育を希望する園児数が少数の場合は、実施しないことができるものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p><u>(2)</u> <u>南相馬市立八沢幼稚園</u></p> <p><u>(3)</u> 【略】</p> <p><u>(4)</u> 【略】</p> <p><u>(5)</u> 【略】</p>

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。